

Ⅳ 教職員の定数

1. 定 数

現在、学級編制については、1学級40人を標準としています。但し、県教委ごとに特に必要があると認めた場合は、40人未満の少人数学級編制も可能です。

定数法における「生徒収容定員」数は、実際に在籍している生徒数ではなく入学定員をさしていますから、生徒収容定員の40人を、これまでの1学級と換算して考えることができます。

標準定数は、原則として定数法第9条～第21条によって算定された数の合計となり、さらに、定数法施行令による加算(**政令加算**)が加えられます。

2. 高等学校の定数算定

(1) 校長・教頭

校 長	教 頭
学校数×1	全日制課程 定時制課程 生徒収容定員201人以上 課程数×1 複数配置基準 大学科複数設置課程 生徒収容定員 681人以上 大学科複数設置課程以外 生徒収容定員 921人以上 通信制課程 課程数×1

(2) 教諭等(副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師)

① 定数法に基づく標準定数(定数法第9条)

全 日 制

	生徒収容定員	算 定 基 準	計
1	40人以下	生徒数÷8	
	41人～ 80人	生徒数÷11.4	
	81人～ 120人	生徒数÷15	